



札幌市告示第 130 号

都心部における常設子育てサロン運営業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援推進担当課
電話 011-211-2997

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

都心部における常設子育てサロン運営業務

(2) 業務内容

企画競争提案説明書等による。

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 参加者の募集及び企画提案書等の提出

イ 企画競争実施委員会による一次審査（書類審査）

ウ 企画競争実施委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）

エ 審査の結果、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出

オ 選出された契約候補者と所定の手続きを経て本市と随意契約

なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、企画競争提案説明書等による。

3 参加資格

(1) 札幌市における令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種分類が「一般サービス業」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続き開始の申立又は民事更生法に基づく再生手続き開始の申立がなされているものでないこと。ただし、手続き開始決定後の者はこの限りではない。

- (4) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (6) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、法人格を有するものであること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画競争提案説明書等の交付方法

令和6年1月15日（月）より、札幌市公式ホームページにてダウンロードできる。